

鳥取県告示第715号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字東小鹿字河原301の5、字樋口371、字河原平479、481の1、482

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字宮ノ下1545、字岩本山1549の1、1549の2、1558の1、1561の1、1561の2、字井戸尻1574の1、1575の1、1576の1

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）